

処 分 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第107条の5第2項
処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第107条の5第2項（自動車等の運転禁止等） 道路交通法施行令第40条第2項（自動車等の運転の禁止の基準）
処 分 基 準：自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、 別紙に従い処分の軽減を行う。
問 い 合 わ せ 先：佐賀県警察本部交通部運転免許課行政処分係 電話0952-98-2220 内線210
備 考：